



資料1

石川県国民健康保険運営方針 に基づく取組状況について



石川県国民健康保険運営方針の概要

第1章 基本的な事項

- ◆ 策定の目的 県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。

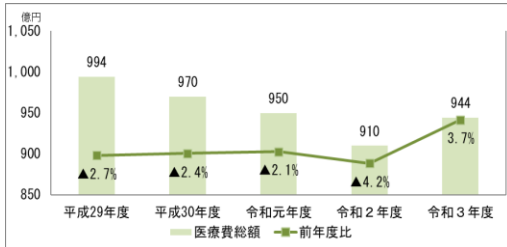
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 令和6年4月1日 ~ 令和12年3月31日(6年間)
※3年ごとに検証を行い、必要に応じて中間見直し・改定

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

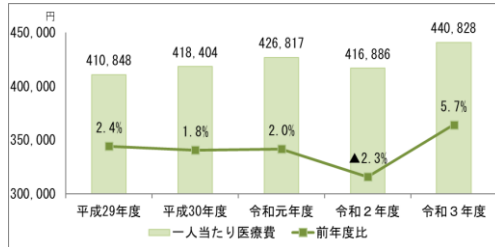
1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H29)234,791人→(R3)207,927人 [県総人口に占める割合18.6%]
一方、前期高齢者(65歳~74歳)の割合は増加傾向
(被保険者全体に占める割合は51.7% [全国平均45.5%])
- 医療費等の状況 医療費総額 (H29) 994億円 → (R3) 944億円
1人当たり保険料 (H29) 104,196円 → (R3) 98,769円 [全国平均97,179円]
※将来の見通し R11には被保険者数は26.7%減少、医療費総額は14.2%減少すると推計(R3比)
- 国保財政の状況 市町国保の収支差(収入総額-支出総額)は、約5.3億円の黒字
(R4決算において、決算補填等目的の法定外繰入(赤字)が、計画より1年前倒して解消。)
県国保の収支差は、18.2億円の黒字(国庫精算除く実質的収支差は、約12.0億円の黒字)

＜医療費総額の推移＞



＜1人当たり医療費の推移＞



2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因を分析し、県と協議の上で計画を作成し、計画的・段階的な解消・削減に努める

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
 - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
 - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納、スマートフォンを活用した収納方法 等)の拡大

第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)
 - ・ 後発医薬品の使用促進、適正服薬の推進、重症化予防の取組 等

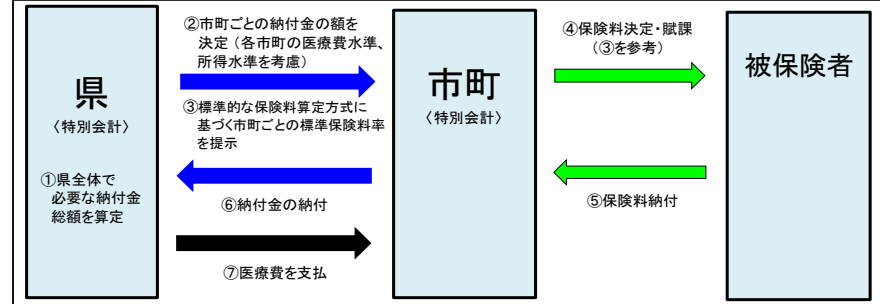
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 等

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- 県は、市町ごとの納付金を決定するとともに、市町が保険料を決定する際の参考となる標準保険料率を示すこととされており、それらの算定のために必要な事項を定める。
- 標準的な保険料算定方式等
 - (1) 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映($\alpha=1$)
 - (2) 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映(β =国が示した数値)
 - (3) 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、後期、介護とも
 - (4) 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
- 保険料水準の統一
 - (1) 国の考え方 : 将来的に、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい
 - (2) 県の対応 : 国の考え方を受け止めつつ、市町それぞれの実情も踏まえ、直ちに統一の目標年度は規定しないものの、国保財政の安定的な運営のため、保険料算定方法など市町との議論の具体化を、本運営方針の中間見直し時期もとらえて進め、将来的な統一を目指すこととする

＜財政運営の仕組み＞



※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金等を財源)

第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に実行されるよう、必要な取組を定める。
 - ・ レセプト点検の充実強化
 - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(必要に応じ、市町と協議の上、実施)

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
 - ・ 全市町が導入した市町村事務処理標準システムの運用面での標準化を推進

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

運営方針策定時のデータ	直近のデータ
<p>【被保険者数の状況】 (H30) 224,818人 [県総人口に占める割合 19.8%] (R03) 207,927人 [" 18.6%]</p>	<p style="text-align: right;">※(R05)は暫定値</p> <p>(R04) 195,921人 [" 17.7%] (R05) 187,325人 [" 17.0%]</p>
<p>【被保険者に占める前期高齢者（65歳～74歳）の割合】 (H30) 49.2% [全国 43.2%] (R03) 51.7% [" 45.1%]</p>	<p>(R04) 50.0% [" 44.2%] (R05) 48.1% [" - %]</p>
<p>【医療費の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり医療費 (H30) 418千円 [全国 368千円] (R03) 441千円 [" 395千円] ・医療費総額 (H30) 970億円 (R03) 944億円 	<p>(R04) 449千円 [" 404千円] (R05) 467千円 [" - 千円]</p> <p>(R04) 918億円 (R05) 902億円</p>
<p>【県内市町の財政状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額－支出総額＝収支差 ※公費等の返還金を含む (H30) 776百万円 (R03) 894百万円 ・決算補填等目的の法定外繰入 (H30) 69百万円 [2市町] (R03) 2百万円 [1町] 	<p>(R04) 534百万円 (R05) 548百万円</p> <p>(R04) 0百万円 [0市町] (R05) 1百万円 [1町]</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針																																						
<p>○運営方針策定時のデータ 【保険料の賦課方式ごとの市町数】</p> <p>(R03)</p> <table border="1" data-bbox="103 396 750 686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賦課方式</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>介護 納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>4方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	賦課方式	区分			医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	2方式	0	0	1	3方式	19	19	18	4方式	0	0	0	<p>○直近のデータ</p> <p>(R5)</p> <table border="1" data-bbox="866 396 1512 692"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賦課方式</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>後期高齢者 支援金分</th> <th>介護 納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>4方式</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	賦課方式	区分			医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	2方式	0	0	1	3方式	19	19	18	4方式	0	0	0	<p>現在2方式となっている介護納付金分においても、将来的に3方式への統一が検討されている。</p>
賦課方式		区分																																						
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分																																					
2方式	0	0	1																																					
3方式	19	19	18																																					
4方式	0	0	0																																					
賦課方式	区分																																							
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分																																					
2方式	0	0	1																																					
3方式	19	19	18																																					
4方式	0	0	0																																					
<p>【保険料水準の統一】</p> <p>○ 国は、保険料水準の統一については、大きく以下2つの手法があるとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準とする「完全統一」</u> ・ <u>各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースにおける統一」</u> <p>各都道府県においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましいとの考え方を示している。</p> <p>○ 本県では、こうした国の考え方を受け止めつつ、市町それぞれの実情も踏まえ、直ちに統一の目標年度は規定しないものの、<u>国保財政の安定的な運営のため、保険料算定方法など市町との議論の具体化を、本運営方針の中間見直し時期もとらえて進め、将来的な統一を目指すこととする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>これまでの協議を踏まえつつ、運営方針の中間見直し時期を見据え、連携会議・作業部会において「納付金ベースの統一」の進め方を中心に、市町と認識合わせを行った。</u> 	<p><u>市町と具体的な議論を進めていく。</u></p>																																						

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【収納率】</p> <p>(H30) 94.15% (全国 92.85%)</p> <p>(R03) 95.19% (" 94.24%)</p>	<p>○直近のデータ</p> <p>(R04) 95.06% (全国 94.12%) 収納率目標達成市町 14市町</p> <p>(R05) 94.38% (" -) " 9市町</p>	<p>—</p>
<p>①収納率目標（保険者規模別）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万人以上 94.4% (金沢市) ・ 1万人以上5万人未満 96.1% (小松市以下3市) ・ 5千人以上1万人未満 97.2% (七尾市以下6市町) ・ 5千人未満 97.5% (珠洲市以下9市町) <p>②収納率目標達成のための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付義務者の利便性向上に資する納付方法の拡大 ・ 市町職員の収納事務向上に資する研修会の開催 ・ 好事例の横展開を図り、ノウハウを共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付方法の拡大 <ul style="list-style-type: none"> →コンビニ納付の導入 (増減なし) 計15市町 →スマホを活用した納付方法の導入 (1市町) 計15市町 <金沢県税事務所と研修会を合同開催> ・ 金沢地区地方税財務協議会徴収実務研修会 〔全市町向け／事業場窓口における防犯対策とそのシミュレーション〕 <収納率向上アドバイザー派遣事業> ・ アドバイザー派遣 (2市町×2回) ・ 国保保険料(税)収納率向上対策研修会 (全市町向け／各論・個別事例) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ、スマホ納付について、引き続き取組の拡大を目指す。また、eL-TAX（地方税共同機構が管理運営している地方税ポータルシステム）を活用した公金収納についても導入の拡大を目指す。 ・ 引き続き、市町の状況や課題に沿った徴収実務研修会やアドバイザー派遣事業を実施することにより、収納事務向上に向けた支援を行う。

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第5章 市町における保険給付の適正な実施

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○レセプト点検の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療給付専門員による助言・指導を行うほか国保連合会とともに研修会を開催することなどにより、市町におけるレセプト点検が効率的・効果的に行われるよう支援を行う 国保連合会は、市町における事務負担の軽減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> レセプト点検担当者審査業務研修会の開催（7月） 内容：レセプト点検の分析結果の共有、点検方法の指導 国保連合会が医療保険と柔道整復施術療養費との突合点検を実施 国保連合会が医療保険と介護保険の突合点検を実施 	<p>研修会や、県の医療給付専門員による助言・指導を継続して行い、診療報酬の適正な支払を確保する。</p>
<p>○第三者求償事務の取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町が定めた数値目標等を把握し、適切な助言・指導、情報提供を実施するほか、国保連合会と連携して研修会を開催するなど、市町の取組を支援する 広域的な対応が必要なもの、専門性の高い事案などについて、市町から委託を受け、損害賠償請求権を代位取得することが可能となることから、求償事務の更なる取組強化について検討する 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者行為求償事務担当者研修会の開催（8月） 内容：国保連担当者による講習、求償アドバイザーによる講演 県内4保健所と連携し、食中毒患者情報を市町に情報提供 消費生活支援センターと連携 第三者行為求償事務担当者研修会において、広域性や専門性のある事案については、市町の委託を受けて県が求償事務を実施可能となる法改正について、市町に説明 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所等と連携し、市町に対する情報提供を進めるとともに、第三者求償担当者研修会を開催するなどにより、取組体制の強化を図る。 委託の実施やその対象範囲等について、市町と協議を実施する。
<p>○療養費の支給の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が文書照会等による患者調査を実施できるよう、国保連合会と県が連携して支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町が国保連合会に委託し、柔道整復施術療養費に係る患者調査を実施 	<p>県と国保連合会が連携して、柔道整復施術療養費に係る患者調査を実施し、市町の取組を支援する。</p>
<p>○県による保険給付の点検等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町と協議の上、保険給付の点検を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の縦覧点検等を実施 	<p>広域的な見地から保険給付の点検を行うことにより、保険給付の更なる適正化を図る。</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○運営方針策定時のデータ</p> <p>【特定健康診査受診率】 (H30) 46.1% (全国 37.9%) (R03) 42.0% (" 36.4%)</p> <p>【特定保健指導実施率】 (H30) 57.8% (" 28.8%) (R03) 46.0% (" 27.9%)</p> <p>【後発医薬品使用割合】 (H30) 79.4% (" 77.7%) (R03) 82.5% (" 82.1%)</p>	<p>○直近のデータ</p> <p style="text-align: right;"><目標値></p> <p>【特定健康診査受診率】 (R04) 42.7% (全国 37.5%) (R05) 43.8% (" - %) < 60% ></p> <p>【特定保健指導実施率】 (R04) 48.5% (" 28.8%) (R05) 46.4% (" - %) < 60% ></p> <p>【後発医薬品使用割合】 (R04) 84.1% (" 83.7%) (R05) 85.8% (" 85.3%) < 80% ></p>	<p>・特定健診、特定保健指導については、今後も目標の達成に向けた取組を進めていく。</p> <p>・後発医薬品については、引き続き、使用割合が目標値を上回るよう取り組む。</p>
<p>①特定健診・特定保健指導の推進</p> <p>・市町の取組を支援し、受診率の向上を図る</p>	<p>・特定健診・特定保健指導従事者研修会 →初任者（保健指導経験年数3年未満の市町職員）研修（9月） →実践者（保健指導経験年数3年以上の市町職員）研修（10月）</p> <p>・保健福祉センターで連絡会を開催 →市町職員・保健所職員で連絡会等を実施</p> <p>・特定健診受診率向上のための取組支援 →かかりつけ医との連携による受診率向上対策事業として、検査データを市町へ提供する仕組みの運用（10月）</p>	<p>・毎年度、人事異動により市町担当者の変更があるため、県としては、引き続き従事者研修会や保健福祉センターでの連絡会を開催することにより、特定健診・特定保健指導についての理解を深めるとともに、効果的な保健指導の実施のため特定保健指導従事者に対する力量形成を図る。</p> <p>・かかりつけ医からの情報提供により、特定健診受診率の向上が図られているため、県から医師会等に対し、引き続き情報提供を依頼する。</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>②データヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が保健事業をPDCAサイクル効果的に実施できるよう支援する 	<ul style="list-style-type: none"> データヘルス計画学習会（保険者協議会主催）の開催（6、10月） 市町保険者のデータヘルス推進事業の実施 →保健事業の対象者抽出、分析・評価等を行うKDB（国保データベースシステム）補助システムの活用支援 国保加入者の健康実態の可視化事業の実施 →レセプトデータや健診結果を活用し、地域の健康実態について集計・分析することにより、市町の保健事業の実施を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、人事異動により市町担当者の変更があるため、県としては、データヘルスについて理解を深める機会を市町に提供する観点から、引き続き学習会を開催する。 健康実態の可視化やツールの活用について、市町に対し、実際の活用方法を学ぶための研修会を開催するなどして、PDCAサイクルに沿った保健事業を実施できるよう、活用に向けた支援を行っていく。
<p>③後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用割合を把握し、定期的に情報提供を行うほか、普及に関する取組を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 国から示された新たな数値目標を踏まえ、石川県後発医薬品使用推進連絡協議会を中心とて、新目標達成に向けた推進事業を検討 モデル地域を選定し、地域フォーミュラリ作成推進に向けた取組みを開始 各市町においてジェネリック医薬品差額通知を送付 	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域における地域フォーミュラリ作成に対する支援を実施 新目標が示されたバイオ後続品の普及促進のための取組みを検討 啓発資材を作成（石川県後発医薬品使用推進連絡協議会） →県内全市町の窓口や薬局において被保険者に配布し後発医薬品への切替を案内
<p>④適正服薬の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県薬剤師会と協力し、適正な服薬の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 重複・多剤服用者を対象とした通知用リーフレットを作成し全市町に配布 →各市町から被保険者への通知等に同封し啓発 市町が実施する重複・多剤服用者への保健指導等を地域の薬剤師が支援する体制を運用（薬剤師会への委託事業） →事例検討会を開催し情報を共有 	<p>市町の保健指導等への支援事業について、実施率や薬剤師の活用状況を評価し、必要に応じて運用等の見直しを図るとともに、より効果的なスキームとするために、市町が業務委託する国保連合会との連携体制を強化</p>

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第6章 医療費の適正化の取組

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>⑤糖尿病性腎症の重症化予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症化予防に係る研修会の開催や国等の動向を周知するなど、市町を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわ糖尿病重症化予防ネットワーク事業の実施 →郡市医師会単位の糖尿病地域連絡協議会による検討会の実施 糖尿病等重症化予防研修会の実施 →保健指導研修の開催 FGM(自己血糖測定器)を活用した糖尿病重症化予防事業 →希望市町において、血糖を把握できる機器を用いた保健指導や評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いしかわ糖尿病重症化予防ネットワーク事業について <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防を推進していくため、郡市医師会単位の地域協議会での検討会を引き続き実施 ○研修会等について <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、人事異動により、市町の担当者が変更となることもあるため、引き続き、研修会や事業等を通じて、糖尿病重症化予防の理解や実践を進めていく

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>①保険者事務の共同実施の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取り組むことで、効率的、効果的な事務運営につながるものについて、協議し、共同実施を検討、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震における一部負担金免除証明書の様式統一 →県より様式（案）を市町に提示し、特段の意見等がなかったため、様式を統一。ただし、各市町の独自様式の発行を妨げるものではない。 短期被保険者証、資格証明書に代わる滞納者への対応の整理 →特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を交付する仕組みへの移行に伴い、交付方法や有効期間などのうち、統一可能な項目について、市町と協議のうえ統一した。 	<p>検討中の課題については、県が主体となって引き続き意見統一を図る。その他の事務についても標準化・広域化により、効率的・効果的な運営につながるものがないか検討する</p>
<p>②システムを活用した事務の標準化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市町が導入している国保市町村事務処理標準システムの運用面での標準化を推進するなど、より効率的な事務への統一化を図るため、引き続き市町とともに検討していく 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、旧宛名番号管理ファイル等の運用の統一などについて市町と協議を継続。 標準準拠対応について、令和7年度末までの実施に向け、県が説明会を主催したほか、市町や国保連合会等の関係者と協議を行った (R8.1～3月に順次準拠予定) 標準準拠対応と併せ、現行の県クラウド体制(※)を維持したまま、ガバメントクラウドへリフトする方針とし、この点も並行して協議を行った (※)推進主体：県、 運営主体：国保連合会のもと、全市町共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、同システムの運用面での標準化等に向け、市町と協議していく 国が示す期限までにすべての市町において、同システムの標準準拠対応等が完了するよう、引き続き関係各所と協議・調整を行う

石川県国民健康保険運営方針に基づく取組状況

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

運営方針に記載の主な取組方針等	今年度の主な取組状況	今後の取組方針
<p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保データベースシステムを活用し、医療・健診・介護のデータ等の分析を行い高齢者の心身の特性に応じた保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 市町における一体的実施の取組を開始 <u>(2市)</u> <u>計19市町</u> 後期高齢者医療広域連合、国保連合会と共催で、市町の国保、高齢者医療、保健、介護担当者を集め、一体的実施の取組意義や、実施市町の事例紹介等を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る健康長寿セミナー」を開催（7月） 	<p>市町における一体的実施の取組が着実に進むよう、県庁各課が後期高齢者医療広域連合や国保連合会と連携し、市町を対象とした研修会や個別相談を実施</p>